

香南市本庁舎総合案内委託業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

香 南 市

令和6年12月

## 1 目的

香南市本庁舎総合案内においては、来庁者の用件に応じて、的確な部署等の案内、近隣施設等の案内及び紹介など総合的な案内が必要となることから、業務の遂行には、適切な接遇に加え、行政に関する知識が必要となるので、本業務を委託する事業者の選定に当たっては、業務の特性を理解し、今後実施できるサービスを積極的に提案できる事業者であって、業務遂行に適切な能力を有する事業者を企画提案方式により公募する。

このため、「香南市本庁舎総合案内委託業務」に係る契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務番号及び業務名

総第06040号 香南市本庁舎総合案内委託業務

### (2) 業務内容

「香南市本庁舎総合案内委託業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

- ・契約締結の日から令和7年3月31日までは、業務引継ぎに伴う研修期間とする。  
ただし、研修期間が不要と認められる場合は、履行期間のみ。
- ・当該契約は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、契約を変更又は解除することができる。

### (4) 見積限度額

11,880,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約金額の限度額であり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

※業務引継ぎに伴う研修期間については別途契約とする。

## 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 参加表明書の提出日時点において、「物品購入及び役務の提供」に係る令和6年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿の「代行関連・人材派遣」に登載されていること。
- (2) 日本国内に主たる営業所を置く者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 参加表明書の提出日から契約候補者の選定日までの間に香南市指名停止措置要綱（令和6年香南市告示第86号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年香南市規則第2号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 受付方法

本業務に関する質問は、質疑書(様式4)により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス soumu@city.kochi-konan.lg.jp

- (2) 受付期間

令和7年1月6日(月) から 令和7年1月15日(水) 17時まで

- (3) 回答方法

香南市公式ウェブサイトの「産業・まちづくり」-「入札・契約」-「プロポーザル」の本業務ページ内に掲載する。

- (4) 回答期限

令和7年1月20日(月) 17時までに回答する。

#### 5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書等を提出すること。持参により提出するときは、受付窓口で受付印を押印した参加表明書の写しを受け取ること。

- (1) 提出書類

ア 参加表明書(様式2)

イ 法人概要書(別紙1)及びパンフレット等

ウ 業務実績調書(別紙2)

- (2) 提出期限

令和7年1月23日(木)

- (3) 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地 香南市総務課総務係

メールアドレス soumu@city.kochi-konan.lg.jp

- (4) 提出方法

次のいずれかの方法とする。

ア 電子メール

イ 追跡サービス対応の郵便(提出期限までに必着)

ウ 持参(受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで) ※12時から13時を除く

## 6 参加の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

参加辞退届（様式3）

### (2) 提出期限

令和7年2月4日（火）

### (3) 提出先

5(3) に同じ

### (4) 提出方法

5(4) に同じ

## 7 参加資格確認結果通知書の通知

参加表明書の提出があった事業者の参加資格を確認し、令和7年1月24日（金）までに全ての事業者へ審査結果を通知する。

## 8 提案書等の作成及び提出

参加資格確認結果通知書により参加資格を有すると認められた者は、提案書提出届（様式7）に次の書類を添付し、提出すること。

### (1) 提出書類

#### ア 提案書（任意様式。企業名・ロゴ等の掲載可）

書面による場合は、A4サイズ30ページ以内（表紙・目次を除く）とし、仕様書に基づき、以下の項目ごとに作成し、紙ファイルに綴じること。

データによる場合は、30ページ以内（表紙・目次を除く）のPDFファイル又はMicrosoft PowerPointで作成されたpptxファイルを保存した記録媒体（USBメモリ又はSDカード）にウイルスチェック実施証明書（任意様式）を添付すること。

#### (ア) 業務に対する考え方

本業務の目的・役割を十分理解した上で、本業務に関する基本的な提案及び取組方針について記載すること。

#### (イ) 人員体制及び人材育成

円滑に業務を行うことができる雇用形態や人員配置について記載すること。

業務員のスキル向上を図るための人材育成計画や研修体制について記載すること。

#### (ウ) 業務内容及び管理業務

本市における繁忙業務やイベントの開催状況に留意した来庁者へのスムーズな案内や市民の要望等に対しても、柔軟に対応する具体的なフローについて記載すること。

個人情報保護の取組内容について記載すること。

突発的に業務員が勤務不可能となった場合の対応について記載すること。

苦情等のトラブルに対しての対処方法について記載すること。

(エ) その他

独自の有用な提案があれば記載すること。

平成31年4月1日以降の業務実績について記載すること。

イ 見積書（任意様式。以下の項目ごとに区分した見積額を提出すること）

(ア) 人件費

(イ) 管理費

※1年当たりの委託料を明示すること。

(2) 提出期間

令和7年1月24日（金）～ 令和7年2月4日（火）

(3) 書面提出時の提案書提出部数

8部

(4) 提出先

5(3) に同じ

(5) 提出方法

次のいずれかの方法とする。

ア 追跡サービス対応の郵便（提出期限までに必着）

イ 持参（受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで）※12時から13時を除く

## 9 1次審査（書類審査）

(1) 実施基準

提案書を提出した事業者が3者を超える場合は、提出された提案書の内容について1次審査を実施する。（3者以下の場合は1次審査を省略）

(2) 1次審査通過者

1次審査で得点が上位となった3者を1次審査通過者とする。1次審査を実施しなかった場合は、提案書を提出した全ての事業者を1次審査通過者とする。

(3) 結果の通知

提案書を提出した事業者が3者を超えたかどうかにかかわらず、令和7年2月12日（水）までに全ての事業者に電子メールで1次審査の結果を通知する。

## 10 2次審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

令和7年2月18日（火） 9時00分 開始予定

※詳細は、令和7年2月12日（水）までに電子メールで通知する

(2) 出席者

1 提案者 5 名以内

(3) 実施方法

- ア 1 提案者 4 5 分程度（提案書の説明 3 0 分、質疑 1 5 分）
- イ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。
- ウ 実施時の追加資料の配布は禁止する。
- エ 企業名等を特定できる内容（挨拶、企業名・ロゴの表示等）での実施を認める。
- オ プロジェクター等の貸与を希望する者は、事前に市担当者との協議を行うこと。

## 11 契約候補者等の選定

提出された提案書を本市が設置する「香南市本庁舎総合案内委託業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、契約候補者及び次点者を選定する。

(1) 契約候補者の選定

選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員が付けた評価点を合計した総評価点数が、最低基準点（合計得点が満点の 6 0 パーセント）以上の者で、最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

(2) 結果の通知

- ア 契約候補者に選定した者には、選定された理由等を記載した審査結果通知書を電子メールで通知する。
- イ 契約候補者に選定しなかった者には、選定に至らなかった理由を付した審査結果通知書を電子メールで通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

## 12 評価項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の評価基準により行う。

評価項目		主な評価基準	評価点
業務に対する考え方	業務への取組姿勢	本業務の目的・役割を十分に理解し、基本的な取組方針が提案されているか。	20
人員体制及び人材育成	人員配置	円滑に業務を行うことができる雇用形態や人員配置になっており業務の継続性が見込まれるか。	20
	業務員の人材育成	業務員のスキル向上を図るための人材育成計画や研修体制ができていないか。	20
業務内容及び管理業務	庁舎案内	本市における繁忙業務やイベントの開催状況に留意し、来庁者へのスムーズな案内や良質な市民接客サービスの提供が提案されているか。また市民への柔軟な案内手法等が	25

		提案されているか。	
	個人情報保護	個人情報保護への取組が提案されているか。	5
	緊急時の交代要員	突発的に業務員が勤務不可能となった場合の対応はどのように行うのか。	5
	苦情等トラブルへの対応	苦情等のトラブルに対してどのように対処するのか。	10
その他	追加提案	本市の定める仕様書にない有用な提案があるか。	5
	業務実績	本業務に類する業務で実績を有しているか。	10
	価格	効率的かつ可能な範囲での提案がされているか。	10
合 計			130点

### 13 プロポーザルの実施スケジュール (予定)

日程	内容	実施方法
令和7年 1月 6日 (月)	参加表明書の受付開始	メール・郵送・持参
令和7年 1月15日 (水)	質疑書の受付期限	メール
令和7年 1月20日 (月)	質疑回答書の公表	市ウェブサイト
令和7年 1月23日 (木)	参加表明書の提出期限	メール・郵送・持参
令和7年 1月24日 (金)	参加資格確認結果通知書の送信	メール
令和7年 2月 4日 (火)	提案書の提出期限	郵便・持参
令和7年 2月12日 (水)	1次審査結果通知書の送信 2次審査 (プレゼンテーション) 日時の通知	メール
令和7年 2月18日 (火)	2次審査 (プレゼンテーション) の実施	対面
令和7年 2月21日 (金)	審査結果通知書の送信	メール

### 14 契約締結までの協議

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された提案書等の内容を基本とし、業務の仕様及び契約内容について協議の上、契約を締結する。契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約に向けた協議を行い、契約を締結する。

### 15 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者、契約候補者及び次点者の資格を取り消す。また、(1)から(5)までに該当する行為があったと確認された場合は、その行為の悪質性により別途入札参加資格の指

名停止措置を行う。

- (1) 委員に対して、直接又は間接的に不正行為目的の接触を求めた場合
- (2) 他の事業者と参加意思の確認又は提案内容の協議をした場合
- (3) 他の事業者にもプロポーザルに参加しないよう依頼した場合
- (4) 提案書及びその他提出書類に虚偽の記載を行った場合
- (5) (1) から (4) までのほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (6) 参加資格要件を満たしていない場合
- (7) 実施要領等に定められた提出期限、提出先、提出方法、留意事項に適合しない書類等の提出があった場合

## 16 その他

- (1) 本プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書及び見積書作成等、本プロポーザル参加に要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出できる提案書は、1 提案のみとする。
- (4) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提出された提案書等の著作権は事業者に帰属するが、本業務に必要な範囲で市が無償で使用(複製、転記又は転写)できるものとする。
- (6) 提出された提案書の差し替え及び追加資料の提出は認めないが、市担当者より指示があったときは、この限りでない。
- (7) 提出された関係書類は、返却しない。
- (8) 企画提案書の提出が1 者の場合でも本プロポーザルは成立する。その場合は、1 者について審査した上で評価が一定水準に達していれば契約候補者に選定する。